

五所川原市建設業者等指名停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五所川原市が発注する工事請負及び測量・建設コンサルタント等又は製造の請負、物件の買入れその他(以下「工事等」という。)の指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者(以下「参加資格者」という。)に係る指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、参加資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該参加資格者について、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定めて、指名停止の措置を行うものとする。

- 2 市長は、指名停止を受けた者を当該指名停止の期間中指名してはならない。
- 3 市長は、指名停止を受けた者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。
- 4 市長は、指名停止を受けた者を当該指名停止の期間中随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害復旧に係る応急工事の場合、特許・特殊工法を必要とする場合その他のやむを得ない理由がある場合で、あらかじめ承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 市長は、指名停止を受けた者が、当該指名停止期間中、市の工事等の下請負若しくは受託をし、又は完成保証人になることを認めてはならない。ただし、指名停止を受けた者が、指名停止の期間の開始前に下請負若しくは受託をし、又は完成保証人となった場合は、この限りでない。

(下請負人に対する指名停止)

第3条 市長は、前条の規定により元請負人について指名停止の措置を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定めて、指名停止の措置を併せ行うものとする。

(建設共同企業体に対する指名停止)

第4条 市長は、建設共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該建設共同企業体について、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定めて指名停止の措置を行うほか、当該建設共同企業体の構成員である参加資格者(明らかに当該建設共同企業体の指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該建設共同企業体の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて 期間を定めて、指名停止の措置を行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する場合において、当該建設共同企業体について解散等の理由により指名停止の措置を行うことができないときは、当該建設共同企業体の構成員であり、又は構成員であった参加資格者(明らかに当該建設共同企業体の指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、指名停止の措置を行うものとする。この場合において、当該指名停止の期間については、当該建設共同企業体について同項の規定により指名停止の措置を行うことができるものとした場合の例によるものとする。
- 3 市長は、第2条、前条又は前2項の規定による指名停止の措置に係る参加資格者が構成員になっている建設共同企業体について、当該参加資格者の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定めて、指名停止の措置を行うものとする。

(措置要件の競合)

第5条 1つの事案により別表各号に掲げる措置要件の2つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期(期間が定められているときは、その期間。以下同じ。)及び長期(期間が定め

られているときは、その期間。以下同じ。)の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

(短期の延長)

第6条 指名停止を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号及び前条の規定による短期の2倍(当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号(第9号から第11号までを除く。)の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第12号から第15号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第12号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

(指名停止期間の短縮及び延長)

第7条 市長は、指名停止を受けるべき者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2条の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

2 市長は、指名停止を受けるべき者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第5条の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36カ月を超えるときは、36カ月)の期間まで延長することができる。

(独占禁止法違反行為等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第8条 市長は、指名停止を受けるべき者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、参加資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第13号又は第15号に該当したとき。

(2) 別表第12号から第15号までに該当する参加資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。)若しくは談合(同条第2項に規定する行為をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 別表第12号又は第13号に該当する参加資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第12号又は第13号に該当する参加資格者に悪質な事由があるとき。

(5) 市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第14号又は第15号に該当する参加

資格者に悪質な事由があるとき。

(指名停止期間の変更)

第9条 市長は、指名停止を受けている者について、当該指名停止の期間中に、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び第5条から前条までに定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第10条 市長は、指名停止を受けている者について、当該指名停止の期間中に、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該指名停止の措置を解除するものとする。

(指名審査会の意見の聴取)

第11条 市長は、第2条から第4条までの規定により指名停止の措置を行おうとするとき、第8条の規定により指名停止の期間を変更しようとするとき、又は前条の規定により指名停止の措置を解除しようとするときは、あらかじめ五所川原市建設業者選定規程（平成17年3月規程第17号）第4条に規定する五所川原市建設業者指名審査会（以下「指名審査会」という。）の意見を聴くものとする。

(措置要件該当事案の報告)

第12条 各課（室）の長は、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事由が発生したと認めるときは、直ちにその旨を当該各課（室）を掌理する部長及び施設の長を経由して、市長に報告するものとする。指名停止を受けている者について、第9条の規定により指名停止の期間を変更し、又は第10条の規定により指名停止の措置を解除すべき事由が発生したと認める場合も、同様とする。

(指名審査会の開催)

第13条 部長及び施設の長は、前条の規定による報告により、又は自ら、参加資格者について、指名停止の措置要件のいずれかに該当する事由、指名停止期間の変更事由又は指名停止の解除事由を確認したときは、指名審査会長に対し、指名審査会の開催を要請するものとする。

2 指名審査会長は、前項の要請を受けたときは、指名審査会を開催し、議決を得て、指名停止の措置、指名停止期間の変更又は指名停止の解除についての意見を市長に報告するものとする。

(指名停止の通知等)

第14条 市長は、第2条から第4条までの規定により指名停止の措置を行ったときは、その旨を指名停止通知書（様式第1号）により部長及び施設の長に通知するものとする。第9条の規定により指名停止の期間を変更し、又は第10条の規定により指名停止の措置を解除した場合も、同様とする。

2 部長及び施設の長は、前項の通知があったときは、直ちにその掌理する課（室）に対し周知させるものとする。

3 市長は、第1項の場合において、指名停止を受けた者に対して、指名停止通知書（様式第2号）、指名停止期間変更通知書（様式第3号）又は指名停止解除通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により通知を行う場合において、当該指名停止に係る事由が市発注工事等に関するものであるときは、必要に応じ、指名停止を受けた者に対して、改善措置の報告を求めるものとする。

(指名回避)

第15条 市長は、第12条の規定による報告があった場合において、参加資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに指名停止の措置を行う場合を除き、当分の間、当該参加資格者について、指名を回避し、又は随意契約の相手方とすることを回避する（以下「指名

回避」という。)ものとする。ただし、第2条第4項ただし書の場合は、この限りでない。

2 市長等は、指名回避を受けた者を現に指名しているときは、入札の辞退を勧告し、又は必要に応じ、当該指名を取り消すものとする。

3 市長は、第1項の規定により指名回避を受けた者について指名停止の措置を行う場合において、当該指名回避の期間は、指名停止の期間に算入するものとする。

4 第3条及び第4条の規定は、指名回避の措置について準用する。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第16条 市長は、参加資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当しない場合において、必要があると認めるときは、当該参加資格者に対し、書面又は口頭により、警告又は注意の喚起を行うことがある。

附 則

この要領は、平成17年3月28日から施行する。

この要領は、令和3年1月25日から施行する。

別表（第2条・第4条～第8条・第11条・第14条・第15条関係）

（五所川原市建設業者等指名停止要領措置基準）

措置要件	期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 市の発注する工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p>
<p>（過失による粗雑施工等）</p> <p>2 市と契約を締結した工事等（以下「市発注工事等」という。）の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物等が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p>
<p>3 市内における工事等で市発注工事等以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市の発注する工事等の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上12カ月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p> <p>5 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）</p> <p>7 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内</p>
<p>（贈賄）</p> <p>9 次の（1）、（2）又は（3）に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（1）参加資格者である個人又は参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12カ月</p>

(2) 参加資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	9 カ月
(3) 参加資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	6 カ月
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	9 カ月
(2) 一般役員等	6 カ月
(3) 使用人	3 カ月
11 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	9 カ月
(2) 一般役員等	3 カ月
(独占禁止法違反行為)	
12 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 12 カ月以上16 カ月以内
13 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 18 カ月以上24 カ月以内
(競売競争妨害又は談合)	
14 参加資格者である個人、有資格建設業者の役員又はその使用人が競売競争妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 12 カ月以上16 カ月以内
15 市発注工事等に関し、参加資格者である個人、参加資格者の役員又はその使用人が競売競争妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18 カ月以上24 カ月以内
(建設業法違反行為)	
16 建設業法（昭和24年法律100号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 カ月以上9 カ月以内
17 市が発注した工事に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 カ月以上9 カ月以内
(不正又は不誠実な行為)	
18 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上18 カ月以内
19 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法	当該認定をした日から 1 カ月以上9 カ月以内

(明治 40 年法律第 45 号) の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

様式第1号

第 号
年 月 日

各部、施設及び事務局の長

五所川原市長

指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）通知書

下記のとおり、指名停止（指名停止期間を変更、指名停止を解除）したので、貴下関係課（室）に対し周知させていただきます。

記

1. 業者名
 - (1) 住 所
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者氏名
2. 指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由
3. 指名停止（変更後の指名停止）の期間
4. （変更前の指名停止の期間）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 様
代表者氏名

五所川原市長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴殿（社）が（の）①ことは、誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意されたい。②（今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

記

1. 指名停止の期間③
2. 指名停止の理由④

（注）

1. ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載すること。
2. ②は、第14条第4項の適用がある場合に使用すること。
3. ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載すること。
4. ④には、措置要件に該当する事実については、発生日時、場所、概要等を記載すること。

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 様
代表者氏名

五所川原市長

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け第 号をもって貴殿（社）の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

1. 変更前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

様式第4号

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称 様
代表者氏名

五所川原市長

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け第 号をもって貴殿（社）の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。